

発表項目 (行事名)	日高振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概 要	<p>高病原性鳥インフルエンザについては、10月17日に厚真町の家きん飼養農場で確認され肉用鶏19,781羽の殺処分が行われるなど防疫作業が行われています。農場での発生はこれまでで最も早い時期の発生となっているほか、野鳥においても道内で回収された死亡野鳥等から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されており、全道的に嚴重な警戒を要する状況となっております。</p> <p>また、豚熱は都府県で依然として発生している状況にあり、近隣諸国ではアフリカ豚熱や口蹄疫が継続的に発生していることから、管内への悪性伝染病の侵入リスクは依然として高い状況となっております。</p> <p>こうした状況を踏まえ、海外悪性伝染病への危機意識の共有と発生防止に万全を期すため、次のとおり日高振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会を開催します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日 時 令和6年(2024年)10月29日(火)13:30～</p> <p>2 場 所 日高振興局2階 201会議室</p> <p>3 参 集 日高振興局産業振興部長ほか 警戒本部幹事会構成員</p> <p>4 内 容</p> <p>(1) 高病原性鳥インフルエンザについて</p> <p>(2) 豚熱・アフリカ豚熱について</p> <p>(3) 日高振興局管内における対応について</p> <p>(4) その他</p>		
参 考	<p>○日高振興局海外悪性伝染病警戒本部について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日高管内における海外悪性伝染病の発生防止に万全を期すため、日高振興局副局長を本部長とする警戒本部を平成30年12月27日に設置。</li> <li>・警戒本部の事務を円滑に進めるため、警戒本部の下に産業振興部長をトップとする幹事会を設置。</li> </ul> <p>(参考別添「日高振興局海外悪性伝染病警戒本部設置要領」)</p>		
報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担 当 (連絡先)	日高振興局産業振興部農務課(担当者:茂野、川上) TEL:0146-22-9340		

# 日高振興局海外悪性伝染病警戒本部設置要領

(平成30年12月27日制定)  
(令和元年(2019年)10月31日改正)  
(令和2年(2020年)4月28日改正)

## 1 趣旨

畜産業はもとより、道民の食に対する安全・安心や健康の確保に大きな影響を与える口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病が中国・韓国等アジア近隣諸国で発生拡大していることから、日高管内における家畜衛生と畜産物の安全確保等について万全を期するため「日高振興局海外悪性伝染病警戒本部(以下「警戒本部」という)」を設置して、連絡体制等を確立するとともに、「北海道海外悪性伝染病警戒本部」との密接な連携を図る。

## 2 対象疾病

本要領において対象とする疾病は、原則、家畜伝染病予防法第3条の2第1項で定められる家畜伝染病のうち、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、牛疫及び牛肺疫とする。

## 3 組織

日高振興局警戒本部の構成は別表1のとおりとし、本部長が招集する。  
なお、警戒本部の事務を円滑に進めるため、警戒本部の下に幹事会を設置することとし、幹事会の構成員は、別表2のとおりとし、副本部長が招集する。

## 4 附議事項

警戒本部に附議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 管内における本病発生時の関係機関等の連絡体制に関する事
- (2) 家畜衛生に関する事
- (3) 道民及び発生農場関係者、防疫担当者の健康維持対策に関する事
- (4) 畜産物の安全確保及び関連対策に関する事
- (5) 畜産物の流通・消費及び関連対策に関する事
- (6) 情報の収集に関する事
- (7) 広報に関する事
- (8) その他の必要な事項

## 5 庶務

警戒本部の庶務は、日高振興局産業振興部農務課において処理する。

## 6 時限

警戒本部は、平成31年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、警戒本部の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 7 雑則

この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

[別 表]

日高振興局海外悪性伝染病警戒本部構成員

(令和2年(2020年)4月28日)

区 分	所 属	職 名
本 部 長	地域創生部・保健環境部 ・産業振興部担当	副 局 長
副本部長	産 業 振 興 部	部 長
構 成 員	地 域 創 生 部	部 長
	保 健 環 境 部	部 長 くらし・子育て担当部長 保健行政室長 静内地域保健室次長
	産 業 振 興 部	地域産業担当部長
	日 高 教 育 局	次 長
	日高食肉衛生検査所	所 長
	日高農業改良普及 <del>以外</del>	所 長
	日高家畜保健衛生所	所 長
	札幌方面門別警察署	署 長
	札幌方面静内警察署	署 長
	札幌方面浦河警察署	署 長

[別表 2]

日高振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会構成員

(令和2年(2020年)4月28日)

所 属	職 名
日高振興局	総務課長
地域創生部	地域政策課長
	地域創生部主幹
保健環境部	環境生活課長
	社会福祉課
保健行政室	健康推進課長
	生活衛生課長
静内地域保健室	健康推進課長
	生活衛生課長
産業振興部	産業振興部長
	商工労働観光課長
	農務課長
	農村振興課長
	水産課長
	林務課長
日高農業改良普及センター	次長
日高食肉衛生検査所	次長
日高家畜保健衛生所	次長
日高教育局	教育支援課長
札幌方面門別警察署	警備係長
札幌方面静内警察署	警備係長
札幌方面浦河警察署	警備係長